

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日 までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日 までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこと
になります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となりま
す。

※ 多治見市発達支援センター「なかよし」「ひまわり」については、元来、利用料をいただいていたため、今
回の無償化に伴う変更はありません。その他の障害児サービス事業所をご利用の場合は、年齢を伝えるなどして無償
化対象について事前にご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先：多治見市役所 福祉部子ども支援課 子育て支援グループ

TEL:0572-23-5958

FAX:0572-23-8577

E-mail:kodomosien@city.tajimi.lg.jp